

地域の会

<http://www.tiikinokai.jp>



▲第122回定例会 (柏崎原子力広報センター)

▲第121回定例会 (刈羽村生涯学習センターラピカ 文化ホール)

「地域の会」10周年事業
～公開勉強会を開催します～

と き 11月6日(水)15:00～18:00

と ころ 柏崎市産業文化会館 大ホール
テーマ 原子力に向かい合う対話の形をさがして
～「地域の会」の今後を見ずえて～(予定)

CONTENTS

第121回・122回定例会
新規基準の考え方などについて質疑応答 2・3・4
発電所を巡る主な動き 4

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会(「地域の会」)

柏崎刈羽地域では、現に存在する原子力発電所と対峙して生活せざるを得ません。それが事故無く稼動することは、個々の考え・主張の如何によらず、住民の最低かつ共通の思いです。

「地域の会」では、発電所そのものの賛否はひとまず置いて、安全運転に係る事業者や行政当局の必要にして十分な情報提供に基づき、発電所の安全について状況を確認し、地域住民の素朴な視線による監視活動を行うとともに、必要な提言を行うことを目的に、平成15年5月に発足、設置趣旨に沿った様々な活動を行っています。

地域の会 概要

- ①会員は、柏崎市、刈羽村に在住し、会が認める各種団体および地域の推薦を受けた25名以内の委員で構成。任期は2年。
- ②会の任務：(1)原子力発電所の運転状況及び影響等の確認・監視
(2)事業者等への提言
(3)会での議論、活動等の住民への情報提供
(4)委員の研修
(5)その他会の目的を達成するために必要と認められる事項
- ③県、市、村、国、事業者はオブザーバー、又は説明者として出席
- ④会議の種類：定例会(毎月1回)
臨時会(必要に応じ開催)
※会は、原則すべて公開。

新規制基準の考え方などについて質疑応答

概要

開催日 平成25年7月3日(水) 場所 刈羽村生涯学習センターラピカ(文化ホール) 出席者 19名(欠席1名)
 来賓 刈羽村商工会事務局長、刈羽村区長連絡協議会会長
 オブザーバー 新潟県、柏崎市、刈羽村、原子力規制事務所(原子力規制庁)、地域担当事務所(エネ庁)、東京電力(株)
 内容 ●前回定例会以降の動き、新規制基準の考え方などについて質疑応答



7月は、刈羽村の「ラピカ」を会場に定例会を開催した。

なお、刈羽村商工会事務局長及び刈羽村区長連絡協議会会長を来賓に迎え、感想をいただいた。先月に引き続き、原子力発電所の新規制基準について活発な質疑応答を行った。

8月は、東京電力から柏崎刈羽原子力発電所6・7号機における新規制基準への適合性やフィルターベント設備の説明も受けた。今号では2回の会議内容をまとめた。

【質疑応答】

●フィルタベントについて

Q シビアアクシデント対策でフィルタベントの設置が義務づけられたことが話題になっている。ベントにより大気中に放出される放射性物質の放出総量の制限値は決められているか。また周辺住民の被ばく線量の制限値はどうか。

規制庁 フィルタベント設置を規制庁が義務付けた事実はない。新規制基準での要求は、シビアアクシデントが起こったときに格納容器が破損するような内圧上昇が起こる事象を想定して解析を行い、格納容器が破損しないような対策、さらにシビアアクシデントを起こさない対策を求めている。放射性物質の総放出量の制限要求をかける技術基準ではない。現在、議論の過程ではあるが、シビアアクシデントの場合セシウム137の放出量を100テラ(100兆)ベクレルを下回ることという安全目標があり、それに照らし合わせて評価を行っている。

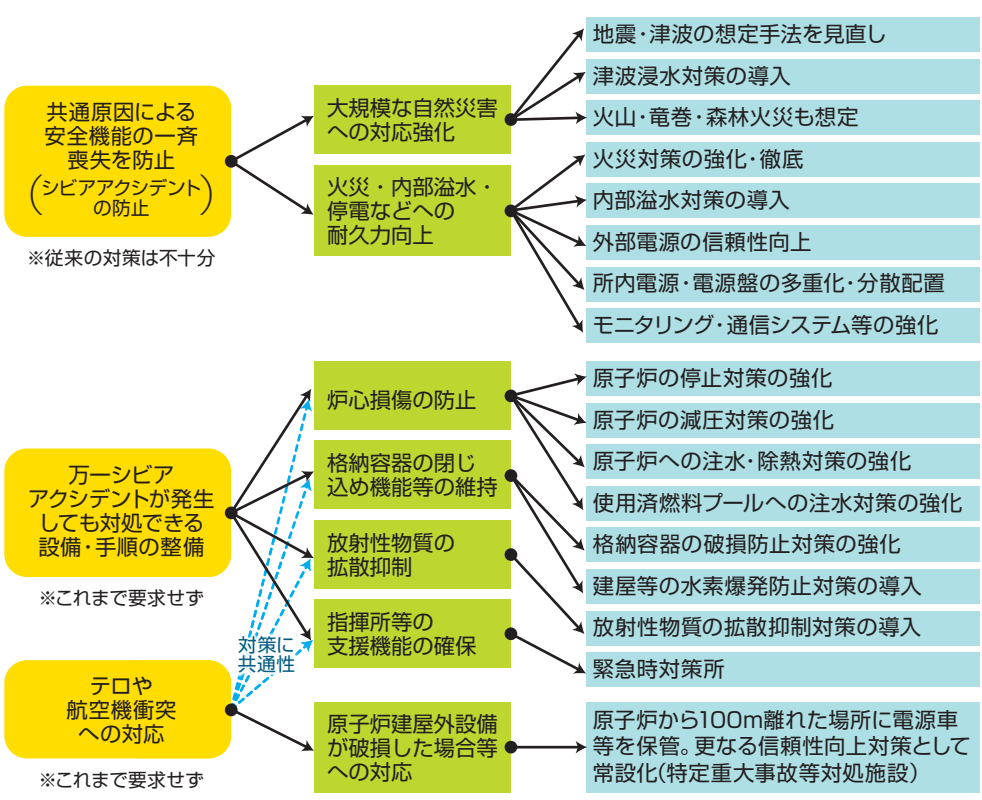
●希ガスについてはどうか。

規制庁 希ガスについては明確な目標というものは定めていない。あくまで安全目標であり、想定事故が起こらないよう要求を付け評価を行うが、シビアアクシデントの可能性はゼロではない。原子炉が壊れる事故を想定した上でそれを防ぐ設備対応を行い、これに基づき事故を抑えられる評価を要求し、その妥当性を確認することになる。

Q シビアアクシデントが起きたときどうするかという具体策は考えていないということか。

新規制基準の基本的な考え方と主な要求事項

共通原因による機能喪失及びシビアアクシデントの進展を防止するための基準を策定



出典：原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所 第122回定例会資料

●今回の規制の考え方は前段否定という形。今までのように安全であるから次の対策はとらないということではなく、それぞれの段階で事故が起こらないような対策をとる。防災対策でもきちんと対策をとるという考え方。

規制庁 今回の規制の考え方は前段否定という形。今までのように安全であるから次の対策はとらないということではなく、それぞれの段階で事故が起こらないような対策をとる。防災対策でもきちんと対策をとるという考え方。

Q 3月に原子力防災訓練を行ったが問題点がたくさんあった。防災対策をきちんとすることを規制委員会で言っているのか。

規制庁 シビアアクシデントが起こるから防災対策が必要といっているわけではない。それぞれの段階で事故が起こらないような対策にしっかりと要求をかけて評価し、防災についても起こることを前提にして防災対策を行うという考え方。事故が起きて放射性物質が大量に漏れるから防災対策をするのではないことはご理解いただきたい。具体的なことについては、県や市町村、地元の防災計画の中で対応していただくことが基本的な考え方。

Q フィルタベントをつけることで放出されるもの、されないものは何か。また、そのまま放出された場合との違いは何か。

東京電力 フィルタベントで放射性物質(対象核種セシウム)が1000分の1に低減できるよう設計を進めている。希ガスはフィルタベントではとれないので、その半減期も考慮し、極力長い時間格納容器に保持することで、外に出すときは防災対策と組み合わせ、住民に過剰な被ばくをかけないよう考えていく。

Q シビアアクシデント対策にはフィルタベントの他にどんな対策があるのか。また、希ガスについてどのレベルで放出されるのか、人体にはどのような危険性があるのか。

東京電力 格納容器の破損防止対策として、格納容器を冷却するためにスプレーをして水をかけ、水に溶けるガスを凝縮させて温度を下げる設備がある。ただしこれには電源が必要で、電源が失われても外部から消防車などの可搬型の機器でスプレーできるような手順を定め必要な資材を置いている。

東京電力 原子力発電所で希ガスといわれるものは、クリプトンとキセノンが主。希ガスはフィルタにかからず放出される。放射性の希ガスは、ガンマ線を出しながら別の物質に変わるため主に外部被ばくを心配しなればいけないものだが、違う物質に変わった結果、地上に降り積もったり体内に取り込まれたりすることもあり得る。

Q 格納容器の破損防止対策として、現在はフィルタベントが挙げられているが、それ以外の方法は無いのか。破損防止対策をしつつ、放射性物質を閉じ込める対策は考えているのか。またその可能性はどうか。

規制庁 BWR(沸騰水型原子炉)は格納容器が小さいことから、現実的にはフィルタベントしかないだろうという技術的議論を進めてきたが、規制上では性能を満足しなければならぬ要求とした。一つのことには満足せず、常に新しい技術開発、新しい知見に基づき、その先の安全性に対して向上していただきたいというのが規制委員会の考え方。

概要

開催日 平成25年8月7日（水） 場所 柏崎原子力広報センター（研修室） 出席者 14名（欠席6名）
 オブザーバー 新潟県、柏崎市、刈羽村、原子力規制事務所（原子力規制庁）、地域担当事務所（エネ庁）、東京電力（株）
 内容 ● 前回定例会以降の動き、新規制基準の考え方などについて質疑応答



● 新規制基準や柏崎市・刈羽村の事前了解について

Q 新規制基準には具体的な基準値や数字が示されていない。今後示されるのか。

規制庁 新規制基準はあくまでも基準であり性能要求で、法令上の数値は示していない。一方、その判断については、審査ガイドを制定し、個々の目安としている。例えば、セシウム137の放出量は、100テラベクレル以下としているのは、福島第一で放出された100分の1の量で、福島のような長期避難に至らず、比較的短期間で戻れるであろう目標値として要求した。

Q 元々の原子炉設置許可の時、圧力容器や格納容器の性能や基本設計がどのように承認されたのか、その後の自主的なシビアアクシデント対策などの事実関係をきちんと説明してからでなければ、せつかくの議論も共通認識できないのではないか

規制庁 新規制基準改正前は、シビアアクシデントについては規制として見ていなかった。十数年前、当時の

原子力安全委員会でシビアアクシデントを導入する議論があり、その採用については、事業者の自主判断となった。BWRを採用している会社は耐圧強化バントという形で補強工事を行い、シビアアクシデント対策として進めてきた経緯がある。

Q フィルタバントによる住民の被ばくの可能性について柏崎市と刈羽村はどのように想定して事前了解としたのか。

柏崎市 東京電力からの説明を受け、規制委員会へもそういうものを求めていることを確認し、市議会に意見を聞いた上で市長が最終的に安全協定上の事前了解として判断した。

刈羽村 福島事故のような過酷事故を回避するために必要との判断から事前了解した。

Q 県の技術委員会に法律的な裏づけや責任はあるか。

新潟県 法令等で設置された機関ではない。技術的なアドバイスをいただし県が判断する。責任は県にある。



● 汚染水・遮水壁などについて

Q 高濃度放射性汚染水の海洋流出について、東京電力は7月23日までこれを隠していたのではないか。

東京電力 9月19日にNO1の観測孔でトリチウムの濃度が非常に高くなった。6月30日、7月7日にトリチウムとβ核種の濃度が高くなった。さらにモニタリングを継続した結果、海側の潮の満ち引きと観測孔の水位の同期を確認し、7月22日の公表となった。リスクコミュニケーションの観点からもリスクの可能性が少しでもあれば公表すべきだった。深く反省している。

Q 福島原発の事故収束に向けた取組みで海洋汚染拡大防止のために遮水壁を造ることにしている。予定では3分の1が出来上がっているはずだがどうか。また海洋法に関する国際連合条約で海洋環境の保護と保全の義務があるが、汚染水の海洋流出はこの法律に違反するのではないか。

規制庁 海側の遮水壁について、今回汚染水が出ているとされる場所の工事はほぼ終わっていることを確認している。海洋汚染の防止を目的とするロンドン条約では、意図的な投棄はできないものと理解している。福島第一は事故が継続しており、緊急時の措置という位置付けになっている。

東京電力 海側の遮水壁は、現在漏えいが疑われているあたりの真ん中まで工事が進んでいる。平成26年9月末の竣工を目指している。

【意見・要望】

新規制基準について

- どのような事故が起きても被ばくはさせないというのが地元との約束だった。我々には、最初の約束に立ち返りそれを求める権利があるはず。新規制基準審査の申請よりも、福島を事故の前の状態に戻すことが東京電力の今やらなければならない義務ではないか。
- 東京電力が6・7号機の新規制基準審査の申請をしたいと聞いて大変心配している。6・7号機は、従来型のBWRと比べると経費節減で作られ多数の問題がある。シビアアクシデント対策も施されていないのではないか。
- 柏崎刈羽発電所が、新規制基準に当ってはまっているのか調べてもらうことは非常に有意義。規制委員会に委ねてダメなところは引き返す立場を取らなければ議論は進まない。規制委員会は十分に役割を発揮してほしい。
- 東京電力が新規制基準に伴って審査申請したいということに対する反響が大きく驚いた。原子力発電所があるのだから不良資産を優良資産に変えたいだろう。しかし稼働は簡単ではないと思う。
- 東京電力が審査申請したいということは当然のこと。知事が、国民には理解できないことと一方的な見方をするのは残念。
- 新規制基準審査の申請についてマスコミのミスリードを感じる。国民の知る権利を、ヒステリックな情報で阻害することのないよう反省してほしい。
- 福島の事故前には立地審査指針があり、その数値で住民は被ばくから守られていた。しかし、いつのまにか事故から住民を守るものが曖昧になっている。規制庁は、科学的な判断で住民の被ばくについてどうあるべきか示してほしい。
- 新規制基準は、国民に対する安全・安心ではなく原発再稼働のための基準ではないのか。規制委員会が対策工事を完了しなくても申請を受け付けるというのは理解できない。
- 福島原発の過酷事故後、1年間の敷地境界での積算線量が大幅に高かったことを考慮すれば、新規制基準でもっと厳しい基準に改めるべきではないか。新規制基準が立地評価をしない方向になっているのならば、安全が担保されないのではないかと危惧している。
- すぐにバントするのはなく出来る限り閉じ込めて圧力だけを抜く技術を開発してほしい。住民の被ばくを防ぐ方法をぜひ工夫してもらいたい。
- 新規制基準の考え方は今までより数段安全性が増していると思う。福島のような事故を起こさないために地震、津波、電源対策などセットで考えることで本当の理解が得られると思う。
- 福島事故の反省点をもっと盛り込んでほしい。新規制基準については、もう少し考えないと全体の評価はできない。
- 従来と比べて新規制基準は、今考えられる最善の措置だと思う。東京電力には福島の対応、電力の供給などしっかりとってもらいたい。



